

非常災害への対応について

1. 総論

障害福祉サービス事業所では、火災、水害、土砂災害、地震、津波等の各種災害が発生した際に、利用者の安全を確保するために、以下のような措置を講じる必要がある。

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置等
- 非常災害対策計画の策定
- 消防機関等の関係機関への通報・連絡体制の整備
- これらを従業者に周知
- 定期的に避難・救出その他の必要な訓練の実施

2. その他の非常災害に際して必要な設備の設置等

(1) 施設・設備の安全確認

- ・地震に備えた耐震性の確認や火災に備えた不燃性の確認
- ・消火器・スプリンクラー等の消火設備の設置場所・有効期限の点検
- ・火災報知器・非常通報装置の点検

(2) 屋内・屋外の安全対策

- ・本棚等はロープや針金・金具等で床や壁に固定する。
(備品等が転倒すると利用者や職員が負傷したり、避難の妨げになるため。)
- ・高いところに物を置いたり、非常口や避難路をふさぐような物を置いたりしない。

(3) 食料等の備蓄

- ・食料、資機材などの備蓄と非常時持ち出しセットの準備を行う。

*食料や飲料水は、職員分も含め、少なくとも3日分は備蓄しておく。

*飲料水は1人1日3リットルが目安。

3. 非常災害対策計画の策定について

- 非常災害対策計画の内容は、職員間で十分共有する。
- 避難場所や災害時連絡体制等については、関係機関とも認識を共有する。
- 非常災害対策計画の策定後は、訓練を実施して計画の内容を検証し、見直しを行う。

● 非常災害対策計画で定めるべき具体的な項目の例

- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報入手方法の確認）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期，判断基準（「避難準備情報発令時」等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数），所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす，徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制

4. 非常災害対策計画を策定する際のポイント

(1) 災害時の連絡先の確認

- ・「緊急連絡網」を作成し、職員の防災連絡体制を整備する。
- ・市、消防、警察等の防災関係機関への通報・連絡のための「緊急連絡先一覧」を作成しておく。
- ・施設等の利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報も一覧表に整理しておく。

(2) 災害時の人員体制・指揮系統

- ・災害時の役割分担をできるだけ具体的に定め、職員に周知する。

(3) 避難について

- ・各施設における「臨時休業の判断基準」を策定しておく。
- ・避難場所、避難経路、避難方法は災害の種別ごとに、施設内のものと外のものをそれぞれ定めておく。

5. 訓練について

防災訓練の実施にあたっては、訓練の実効性を高めるため、以下の点に留意する。

- (1) 避難場所や避難経路の安全性について実地確認を実施する。
- (2) 自力で避難が困難な要支援者に対する避難・救出を訓練時に実施しておく。
- (3) 夜間を想定した訓練を実施する。
- (4) 消防その他の関係機関等の協力を得て訓練を実施するように努める。
- (5) 利用者の安全対策が迅速にとれるよう、地域住民の中の協力者の参加も得て、実地で防災訓練を実施する。
- (6) 訓練実施後は、実施内容や反省点等を整理し、記録を残す。

事業継続計画の策定等について

1. 業務継続に向けた計画（BCP）等の策定や研修・訓練等の実施の義務化（全サービス）

（1）概要

令和3年の報酬改定において、感染症や災害が発生した場合も、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等が義務付けられた。

（2）事業者が取り組むべき内容

- ・ サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定
- ・ 業務継続計画を実施するための定期的な研修及び訓練
- ・ 業務継続計画の定期的な見直し

（3）業務継続計画を策定すべき期限

- ・ 令和6年3月31日まで：経過措置により、業務継続計画の策定等は「努力義務」
 - ・ 令和6年4月1日以降：「義務化」
- 遅くとも令和6年3月31日まで策定を完了していなくてはならない。

2. 業務継続計画に定めるべき内容について

(1) 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（業務を継続するための体制の構築、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）

(2) 災害に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（建物・設備の安全対策、ライフラインが停止した場合の対策、備蓄品の確保等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

3. 業務継続計画作成のポイント

(1) 正確な情報集約と判断ができる体制の構築

災害時は、情報の収集・共有体制や伝達フローの構築がポイントとなる。そのため、全体の意思決定者や各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者への連絡フローを整理しておくことが重要。

(2) 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

- ・「事前の対策」（今何をしておくか）としては、設備の耐震固定、浸水による危険性の確認、インフラが停止した場合のバックアップ。
- ・「被災時の対策」（どう行動するか）としては、人命安全と事業復旧に向けたルールの策定と徹底、初動対応（職員・利用者の安否確認と安全確保、建物・設備の被害点検、職員の参集等）の整理。

(3) 業務の優先順位の整理

事業所や職員の被災状況によっては、限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要がある。そのため、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるように、業務の優先順位を整理しておく。

【参考】 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について」（R3.12.6）

研修動画 <https://www.smartstream.jp/msad/mhlw/index.html>